

にしたまエコにゅうす

多摩川衛生組合からの可燃ごみの受入れ

広域支援

多摩川衛生組合で緊急事態が発生

平成 22 年 6 月 15 日、稲城市・狛江市・府中市・国立市の可燃ごみを共同処理している多摩川衛生組合（所在地：稲城市大丸 1528 番地）のごみ処理施設『クリーンセンター多摩川』において、汚水処理室の塩酸配管が損傷し、ごみの焼却処理ができない事態が発生しました。

多摩全域の 30 市町村及び 7 団体の一部事務組合では、このような場合を想定して多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱を定めており、この要綱に基づき、『多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定』を結び、非常時にはごみ処理の相互支援を行うこととしています。

今回の事故により、多摩川衛生組合はごみ処理の広域支援要請を行い、支援可能な団体については相互支援の精神のもと、可燃ごみの受入れを表明しました。

西多摩衛生組合にも、多摩川衛生組合の可燃ごみの一部の受入れについて支援要請があり、支援受託について検討した結果、技術的には可能であると判断し、7 月 1 日から 2 カ月間を限度として、日量約 100 トンの可燃ごみの受入れを実施することにしました。

西多摩衛生組合は、広域支援の受託にかかわらず、今後とも公害防止対策の充実を図り、法規制値ならびに地元協議会と交わしている公害防止協定を遵守していきます。

【受入条件】

- 受入期間 平成 22 年 7 月 1 日から 8 月 31 日（最長で 2 カ月）
※ ただし、多摩川衛生組合の清掃工場が復旧しだい、可燃ごみの受入れを終了。
- 受入量 日量約 100 トン
- 対象ごみ 多摩川衛生組合構成市（稲城市・狛江市・府中市）の可燃ごみ
- 搬入日 月曜日から金曜日（祝日を含む）
- 搬入ルート 新青梅街道または国道 16 号（瑞穂町経由） ⇄ 羽村街道（都道 163 号線）
⇄ 西多摩衛生組合

西多摩衛生組合の搬入措置対応

西多摩衛生組合の基本姿勢

- 西多摩衛生組合の構成市町（青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町）からのごみ処理を最優先とし、日常のごみ焼却に支障を与えない範囲で広域支援受託が可能であること。
- 西多摩衛生組合の公害防止協定等を遵守すること。
- 施設の維持管理上において影響が生じないこと。

○ 広域支援の検討結果

多摩川衛生組合の広域支援については、西多摩衛生組合『環境センター』の焼却炉運転計画を見直し、1 炉運転日と 2 炉運転日を調整することにより対応可能であり、日量約 100 トン（最長で 2 カ月）の支援要請を受託しても、日常業務に影響が生じる可能性はありません。

そして、搬入ごみのごみ質、公害防止設備への影響、搬入ルートなど、さまざまな角度から検討した結果、広域支援の受託を行っても、いずれも問題のないものと判断しました。

なお、多摩川衛生組合の清掃工場が復旧し、可燃ごみの焼却処理が可能になりしだい、契約期間（7 月 1 日から 8 月 31 日）にかかわらず、西多摩衛生組合への可燃ごみ搬入は終了となります。

《西多摩衛生組合の設備について》

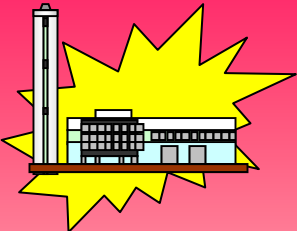
西多摩衛生組合では、多摩川衛生組合での事故情報を受け、同様設備の自主点検および関連メーカーによる安全点検を行った結果、各種装置の安全性が確認されています。

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定とは？

多摩地域のごみ処理施設において、予測できない緊急事態や予め計画された更新・新設等により、相互支援協力の必要な事態が発生した場合に、広域的な処理の支援ができる体制を確保するため、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、多摩地域 30 市町村及び 7 団体の一部事務組合で締結している協定です。

今回の支援受託は、広域支援の適用範囲を定めた『多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書』第2条第1項『予測できない緊急事態に陥り、適正なごみ処理に支障が生じた場合』に該当します。当初、多摩川衛生組合では施設の復旧に7月から2カ月程度を要するとしていましたが、その後の発表では、8月1日には本格稼働ができる見込みとのことです。このため、西多摩衛生組合での受入条件（日量約100トン、契約期間7月1日から8月31日）にかかわらず、多摩川衛生組合の復旧工事が完了しだい、広域支援は終了となります。

多摩川衛生組合の対応



多摩川衛生組合
『クリーンセンター
多摩川』
6月15日非常事態発生

支援要請

午前6時40分ごろ、
汚水処理装置の塩酸配管
の弁から塩酸が噴出する
事故が発生。汚水処理設
備付近のモーター、ポン
プ、弁、配管、電気系統
設備が損傷。

調査の結果、ごみ処理が
不可能であることから、
6月16日付けで『多摩
地域ごみ処理広域支援要
請』を行う。

- 第1ブロック（22年度代表 小平市・副代表 日野市）
八王子市、立川市、昭島市、小平市、武蔵村山市、日野市、東大和市、多摩市、町田市、小平・村山・大和衛生組合、多摩ニュータウン環境組合
- 支援状況
■ 多摩ニュータウン環境組合 = 約100ト/日 ■ 日野市 = 約30ト/日

支援要請

ブロック内支援量 約130ト/日

- 第2ブロック（22年度代表 府中市・副代表 清瀬市）
稲城市、清瀬市、国立市、小金井市、国分寺市、狛江市、調布市、西東京市、東久留米市、東村山市、府中市、三鷹市、武蔵野市、柳泉園組合、多摩川衛生組合、ふじみ衛生組合
- 多摩川衛生組合が所属する第2ブロック内での全量支援ができないため、6月23日付けで第1・第3ブロックに支援要請を行う。
- 支援状況
■ 柳泉園組合 = 約90ト/日 ■ 国分寺市 = 約20ト/日

ブロック内支援量 約110ト/日

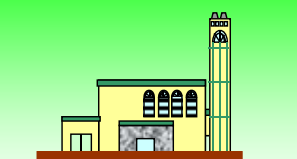
- 多摩川衛生組合からの情報では、支援要請量を調整した結果、当初支援要請量の日量300トンに対し、第1ブロックおよび第2ブロックで約40トン増の支援受託が行われ、ブロック全体では日量約340トンが広域支援されています。（H22.7.2現在）

支援要請

- 第3ブロック（22年度代表 瑞穂町・副代表 福生市）
あきる野市、青梅市、奥多摩町、羽村市、日の出町、檜原村、福生市、瑞穂町、西秋川衛生組合、西多摩衛生組合
- 支援状況
■ 西多摩衛生組合 = 約100ト/日

ブロック内支援量 約100ト/日

西多摩衛生組合の対応



西多摩衛生組合
『環境センター』

《平成22年6月28日》
公害防止協定に基づき、
支援要請内容を、羽村・
瑞穂両協議会会長およ
び組合議会議員へ連絡。

《平成22年6月30日》
西多摩衛生組合の代表
者会議である正副管理
者会議を開催し、支援受
託を機関決定。

《平成22年7月8日》
広域支援の実施について、
羽村・瑞穂両協議会役員へ
の説明会を開催。

《平成22年6月30日》
多摩川衛生組合と可燃ごみ焼却処理委託契約を締結し、
平成22年7月1日からごみ搬入を開始。

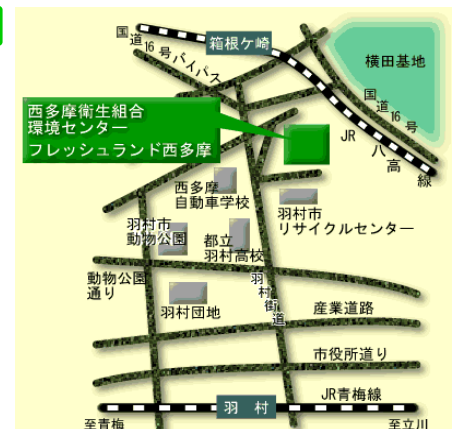
《平成22年7月12日》
組合議員へ支援受託の決定
経過を報告するため、議員
全員協議会を開催予定。

編集・発行 西多摩衛生組合 2010年7月発行【No.8】

（構成団体 青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町）

- 西多摩衛生組合環境センター
住所：〒205-0012 東京都羽村市羽4235
TEL：042-554-2409 FAX：042-554-2426
- フレッシュランド西多摩
住所：〒205-0012 東京都羽村市羽4225
TEL：042-570-2626 FAX：042-570-2288

アクセス図



西多摩衛生組合
ホームページ

<http://www.nishiei.or.jp>